

那 覇 市 公 告 第 16 号
令 和 7 年 4 月 7 日

随意契約の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市
契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 知念 覚



契約を締結した後

契約内容（役務の名称及び数量）	役務：令和7年度 那覇市立教育研究所清掃業務委託
契約相手方の決定方法 又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体 等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約 を締結する。 1 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第3号に規定 する団体等であること。 2 業務の円滑な履行（トイレトペーパー、洗剤等消耗品の提 供も含む）が可能であること。 3 本市在住の障がい者の自立・自助支援を展開し、組 織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体で あること。 4 本市と同種の契約実績があること。また、業務の履行 が可能であると認められること。
契約相手方の氏名及び住所	社会福祉法人 蒼生の会 ネットワークそうせい 理事長 嵩西 正明 那覇市首里末吉町 1 丁目 152 番
契約金額	1, 1 2 6, 8 6 3 円（消費税及び地方消費税含む）
契約理由	契約を締結する前に設定した選定基準に該当する 団体から提出された見積書の結果による。